

# 令和6年度農業機械化研修実施要領

令和6年4月  
石川県農林水産部  
石川県農業機械研修所

## 1 趣旨

県内農業の生産性向上に向けた性能の高い農業機械の効率的利用と円滑な機械化を促進するとともに、機械による事故防止に資するため、機械利用に関する知識及び技能修得の研修を実施し、機械技能者を養成する。

## 2 研修受講対象者

補助事業等によって導入される農業機械利用のオペレーター、専門的な農業者、農業団体等の指導者及び農業生産の中核となる機械利用者を対象とする。

なお、受講資格については、次のとおりとする。

- (1) 石川県在住者であること（免許証の住所が石川県であること）
- (2) 日本国の普通自動車免許を取得している者  
なお、大型特殊免許受験の際は、片眼視力0.3、両眼視力0.7が必要となり、片眼弱視、片眼盲目の場合、他眼視力0.7、他眼視野150度が必要
- (3) 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞きとれる聴力をもつ者（受付窓口で会話ができれば問題無し）

## 3 時期及び場所

回	日程	場所	定員	備考
1	6月3日～6月10日	農業機械研修所等 (農林総合研究センター 河北潟農業研修館)	各回5名以上8名まで	大型特殊免許 (農耕車限定) 試験を受験
2	6月17日～6月24日			
3	7月29日～8月5日			
4	8月19日～8月26日			
5	10月21日～10月28日			
6	11月25日～12月2日			

※ 研修場所は原則、農業機械研修所とするが、必要に応じて、現地研修を実施

#### 4 研修内容（8日間）

日	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:00)
1	受付・開講式 農業機械の構造と作業安全 農耕車の道路走行 (学科)	トラクターの構造特性と性能 トラクターの点検整備 (学科) スマート農業実習
2	トラクター運転の基本操作 (実技)	トラクター運転の基本操作 (実技)
3	トラクターの構造と運転操作 (実技)	トラクターの構造と運転操作 (実技)
4	トラクター道路走行基本技術 (実技)	トラクター道路走行基本技術 (実技)
5	トラクター道路走行基本技術 (実技)	トラクター道路走行基本技術 (実技)
6	トラクター道路走行の実際 (実技)	トラクター道路走行の実際 (実技)
7	トラクター道路走行の実際 (実技)	トラクター道路走行の実際 (実技)
8		トラクター運転技能試験 (運転操作実技) 閉講式

※コロナ対策のため、カリキュラムを変更する場合があります。

#### 5 運転免許試験

道路交通法に基づく大型特殊（農耕車限定）の運転免許試験を受験できる。

#### 6 研修修了証書の交付

研修修了者に対して研修修了証書を交付する。

## 7 申込手続

- (1) 農林総合事務所長、農林総合研究センター所長、市町長、公立大学法人石川県立大学長、(公財)いしかわ農業総合支援機構理事長(以下、「農林総合事務所長等」という)は、あらかじめ、研修受講希望者数を取りまとめ、当該研修開始の1カ月前までに農業機械研修所長に報告する。
- (2) 報告を受けた農業機械研修所長は、受講希望者数・研修日程等を勘案し、受講者を決定のうえ農林総合事務所長等に内示する。ただし、定数に達しない場合は中止することがある。
- (3) 内示を受けた農林総合事務所長等はすみやかに研修受講希望者に通知する。
- (4) 研修受講希望者は、様式第1号の受講申込書および免許証のコピー(両面)を農林総合事務所長等へ提出する。
- (5) 受講の申込を受けた農林総合事務所長等は、受講申込書に様式第2号の受講者推薦書を添えて農業機械研修所長へ提出する。

提出先 〒920-3198 石川県金沢市才田町戊295-1  
石川県農林総合研究センター内 農業機械研修所長

- (6) 推薦書の提出期限は研修開始の3週間前までとする。ただし、受講者推薦書の提出後に変更等が生じた場合は、すみやかに農業機械研修所長に連絡する。
- (7) 農業機械研修所長は研修計画をたて、農林総合事務所長等を通じて本人に通知する。

## 8 受講経費

研修の受講料は原則として無料とする。但し、次に要する経費は研修受講者の負担とする。

項目・種類	経費
1 研修教本代、参考図書代	900円
2 免許受験手数料	2,600円
3 傷害保険料	500円
4 練習コース利用料	8,000円程度
5 免許交付手数料	2,050円
合計	14,000円程度

注1) 1～3は研修初日に持参する。

注2) 傷害保険料は研修受講申込み後にキャンセルした場合、徴収することがある。

注3) 練習コース利用料は試験コースでの練習時に支払う。

注4) 免許交付手数料は免許センターで受験合格後に支払う。

## 9 その他

- (1) 研修には、6カ月以内に撮影した無帽・無背景・正面・上三分身、縦3cm・横2.4cmの免許用試験用の写真1枚（白黒、カラーいずれも可）、運転免許証のコピー（両面）、筆記用具、作業靴、作業服、雨具等を各自用意する。
- (2) 研修中の病気、傷害、過失による事故等の医療費は、傷害保険の対象外の場合や傷害保険の対象であっても支払額を超えた場合は、受講者負担とする。
- (3) 研修中、係員の指示以外の行動により機械、その他を破損した場合の修理費は受講者が負担する。
- (4) 運転免許取得にあたっては、運転免許証を持参する。  
なお、県外で免許取得をした場合は、事前に住所変更しておく。
- (5) 発熱、風邪等の症状がみられる時は、受講を控える。
- (6) キャンセルの場合は、原則研修開始日の6日前までに機械化研修所に連絡をする。
- (7) 問い合わせ先  
石川県農業機械研修所（担当：間明所長）
  - ・電話 076-257-6911
  - ・受付時間 月曜日～金曜日（平日）9：00～17：00
  - ・所在地 金沢市才田町戊295-1（県農林総合研究センター内）